

## 「子どもたちと多世代の集いの場」の整備内容を一部見直し ～みんなが安心して利用できる日常使いの公園へ～

企画課企画調整係☎0824-73-1128

- 国営備北丘陵公園をはじめとする近隣施設と比較するとの規模が小さく、期待される効果も限定的と判断
- ② 子育て世代の声
  - 市内の子育て世帯を対象としたアンケート調査では、「平日にふらつと立ち寄れる公園」へのニーズが高い
- ③ 必要な設備更新
  - 既存の遊具は設置から20年近く経過しており、適切な改修が必要
- 近年の気象状況を考慮した整備が求められている

上野総合公園で計画している「子どもたちと多世代の集いの場」整備事業は、令和7年6月10日に開催された市議会で、八谷市長より事業効果の十分な分析と実施の是非を再検討していく旨の所信表明があり、内部での検討を進めた結果、市民の皆さん之声を踏まえ、より日常的に利用しやすく、かつ一層安全性に配慮した施設整備を目指すことにしました。

見直しの経過と今後の整備内容は次のとおりです。

医療費通知（医療費のお知らせ）を医療費控除に活用する予定の人へ  
(国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人)

保健医療課医療予防係 ☎ 0824-73-1155 · 保健医療課国保年金係 ☎ 0824-73-1158

市・県民税（住民税）の申告や確定申告で医療費控除を受ける人は「医療費控除の明細書」を添付する必要がありますが、「医療費通知（医療費のお知らせ）」を添付すること、「医療費控除の明細書」の記入を一部省略することができます。

## 「医療費通知」（医療費）

▼後期高齢者医療制度	11・12月診療分	3月上旬
「11・12月診療分の控除を受けるには	11・12月診療分	2月上旬
「11月・12月診療分」の通知は、申告の時期に間に合わない場合があります。	3月下旬	3月上旬
また、医療機関からの請求が遅れている場合や、再審査となっている場合などは、診療情報が通知に記載されない場合があります。		

▼後期高齢者医療制度	11・12月診療分	3月上旬
「11・12月診療分の控除を受けるには	11・12月診療分	2月上旬
「11月・12月診療分」の通知は、申告の時期に間に合わない場合があります。	3月下旬	3月上旬
また、医療機関からの請求が遅れている場合や、再審査となっている場合などは、診療情報が通知に記載されない場合があります。		

告などの期限から  
する必要がありま

※医療費の領収書は、確定申告などの期限から5年間保存する必要があります。



## 問い合わせ

▼国民健康保険加入者



その場合、該当の医療費控除を受けるためには、医療機関の領収書などに基づき作成した「医療費控除の明細書」を添付して申告する必要があります。

※「医療費控除の明細書」の様式は、税務課市民税係・各

## 不当要求行為などへの対応

総務課総務法制係 0824-73-1123

相談時間などは、目安として、次のとおり設定しています。

① 初回相談は、1時間以内

② 2回目以降の継続相談は、1回当たり30分以内

③ 1日当たり1回以内

④ 1週間当たり3回以内

※職員が必要と判断する場合を除き、これらの時間を超え

市役所に寄せられるご意見やご要望に対し、職員は誠実に対応するよう努めています。

しかしながら、その中には、内容が著しく妥当性を欠くものや、社会通念に照らして相当な要求や言動（いわゆる「カスタマーハラスメント」）を含む）があります。

このような要求や言動によつて、職員として受忍すべき限度を超えて精神的・肉体的苦痛を受けた場合には、通常の業務に支障を来すなど、行政サービスの低下を招きかねない事態になります。

今後は、こうした背景を踏まえ、次のとおり対応しますので、ご理解とご協力をお願ひします。

相談対応に当た  
職員の安全管理

相談対応に当たっては、職員の安全確保を優先します。なお、脅迫や暴力などにより、職員に危害が加えられる恐れがある場合は、直ちに警察に通報します。

今後はこうした背景を踏まえ、次のとおり対応しますので、ご理解とご協力をお願ひします。

市役所に寄せられるご意見やご要望に対しても、職員は誠実に対応するよう努めています。

しかしながら、その中には、内容が著しく妥当性を欠くものや、社会通念に照らして不相当な要求や言動（いわゆる「カスタマーハラスメント」を含む）があります。

このような要求や言動によつて、職員として受忍すべき限度を超えて精神的・肉体的苦痛を受けた場合には、通常の業務に支障を及ぼす場合や、行

る場合は、対応を終了し、または庁舎からの退去を求める場合があります。

相談場所

直接による相談は、庁舎内で行います。

なお、直接による相談は、原則として複数の職員で対応することとし、職員に対し、威圧的な言動や拘束的な言動などが見られる場合は、録音を行います。

## 市制施行 20 周年記念式典を開催します

り、年間を通じて、多彩な催しや交流が市内各地で行われています。

記念式典

この記念すべき年の締めくくりとして、次のとおり記念式典を開催します。

式典は誰でも参加いただけますので、ぜひ、お越しください。

問い合わせ

本式典の中でのご功績を顕彰します。

式典の詳しい内容は、広報しようばら2月号でお知らせします。

祝！市制施行20周年  
令和7年3月31日、本市  
は市制施行20周年という大  
きな節目を迎えました。  
市は、市制施行20周年を  
3月21日(土)  
10時45分～12時30分  
ところ  
庄原市民会館 大ホール  
(約700席)